

入院期間が180日を超える
患者様の負担金（自費）について

平成14年4月の健康保険法改正により、長期入院にかかる保険給付の範囲が見直され、同一疾病による入院期間が180日を超える患者様を対象に選定療養費として一部料金をご負担（自費）いただく事になります。
負担金は入院基本料金の15%

- ・ 一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 4

1日当たり 2,635円（税込）

となります。

また、一部対象とならない方もありますので対象の方には別途ご連絡いたします。

令和8年6月

公立みつぎ総合病院

病院長